

(務) 第 1 号
昭和 4 3 年 1 月 1 7 日

本 部 各 部 課 長
各 警 察 署 長 殿

項目コード	C 0 2 0 2
保存期間	長 期
廃棄年月日	
担当係	給 与 係

三 重 県 警 察 本 部 長

地方公務員災害補償法適用職員の公務災害補償事務取扱いについて（例規通達）

改正 昭 4 3 (務) 第 2 4 号、昭 4 7 (務) 第 3 2 号、(務) 第 6 5 号、昭 4 8 (務) 第 4 0 号、(務) 第 7 4 号

地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）が昭和 4 2 年 1 2 月 1 日から施行されたことに伴い、同日以降の公務災害補償の取扱いについては、同法および地方公務員災害補償法施行令、地方公務員災害補償法施行規則その他の委任規定等によることとなり、従来の任命権者による補償の実施から、地方公務員災害補償基金が任命権者に代って災害の認定および補償の実施を行なう制度へと変移したが、同法が適用される警察職員について公務上のものと認められる災害が発生した場合の事務取扱いは、次の公務災害補償事務取扱要領によることとし、昭和 4 2 年 1 2 月 1 日から適用することとしたからあやまりのないようにされたい。

公務災害補償事務取扱要領

地方公務員災害補償法に基づく公務災害の認定の請求手続きおよび療養補償その他の請求手続き等の事務取扱いについては、法令等の定めによるもののほか次によるものとする。

1 災害の速報および認定の請求手続き

- (1) 職員またはその監督者は、職員が公務上のものまたは通勤により生じたものと認められる災害を受けたときは、直ちに所属の管理（警務）係を経て所属長に報告すること。
- (2) 所属長は、前号の報告を受けたときは、原則として災害発生の日またはその翌日までに、様式第 1 により警務課を経て警察本部長に電話報告すること。
- (3) 所属長は、前号の災害が特殊公務災害に該当するものであるときは、前号に定める電話速報の際、そのことが明瞭に判断できるよう次の諸点について具体的かつ詳細に報告すること。
 - ア 生命、身体に対する高度の危険が存在したことの具体的状況
 - イ 危険を冒しあえて職務を遂行した状況
 - ウ 遂行した職務の具体的な目的および内容ならびに当該職務に該当する、地方公務員災害補償法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 7 4 号）第 2 号の 2 第 2 項に定める職務の種別

- (4) 職員は、療養補償等を受けようとするときは、当該災害が公務上のものまたは通勤により生じたものの区別に応じ、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の定める公務災害認定請求書または通勤災害認定請求書に所要事項を記載し、医師または歯科医師の診断書を添えてすみやかに所属長に提出すること。
- (5) 所属長は、職員が公務災害認定請求書または通勤災害認定請求書を提出したときは、これに所要の証明を行なうとともに、当該災害が公務上のものまたは通勤により生じたものであることの認定を受けるために必要な公務に起因する災害または通勤による災害であることを証する書類（特に当該災害が特殊公務災害であるときは、第3号ア、イおよびウに掲げる事項について具体的かつ詳細な事実関係を記載したもの）、災害現認書、現場写真、見取図、実況見分書、関係者の供述調書等の書類その他の資料を添えて様式第2により警察本部長に報告すること。
- (6) 警察本部長は、災害に対する基金の認定の結果を、様式第3により被災職員の所属長に通知するものとする。
- (7) 被災職員が自ら上記の手続きをとることができないときは、所属長および公務災害の事務を取り扱う者は積極的にこれに協力しなければならない。
- 2 基金が定めた「公務上の災害の認定基準」および「公務災害の認定に関し基金本部の協議を必要とする場合および添付を要する資料」は、別添資料1および資料2のとおりであるから、認定の請求書に添付する資料はこれらの基準に合致し十分に証明し得るものであること。
- 3 基金の定めた「療養の範囲」は、別添資料3のとおりであるから、災害により治療を受ける場合は十分留意すること。
- 4 基金の定めた「通勤による災害の対象となる通勤の範囲」は、資料4のとおりであるから、認定請求の際留意すること。
- 5 その他
- (1) 公務災害補償事務取扱要領の制定について（例規通達昭和33年4月25日警発第172号）は廃止する。
- ただし、昭和42年11月30日以前に発生した公務上の災害に係る事務取扱いについては、なお従前の例によること。
- (2) 手続き等事務取扱いについては、基金の発行する「公務災害補償の手引」を参照すること。

資料 1

公務上の災害の認定基準

(1) 負傷の場合

負傷については、その負傷の原因である事故が公務上であるかどうかによって認定する。
次に掲げるような場合は、原則として公務上とする。

ア 自己の職務遂行中に事故が発生した場合（ただし、天災地変による場合を除く。）

イ 担当外の職務遂行中の事故は、公務達成のための善意の行為であることが確認された場合

ウ 通勤途上の事故は、次に掲げる場合

(ア) 職員にのみ利用されている交通機関によって通勤する場合において、所属部局の責めに帰すべき事由によりその往復途上において事故が発生した場合

(イ) 業務管理上の必要により特定の交通機関によって通勤することを所属部局から強制されている場合に、その往復途上において事故が発生した場合

(ウ) 突発事故その他これに類する緊急用務のために直ちに勤務することを命ぜられた場合（あらかじめ命ぜられた場合を含む。）にその往復途上において事故が発生した場合

エ 出張または赴任途上の順路において事故が発生した場合

オ 職員がその職務遂行上必要な訓練（たとえば警察官の柔道練習）中に事故が発生した場合

カ 勤務場所またはその附属建物において、その設備の不完全または管理上の不注意により事故が発生した場合

キ 職務遂行に伴うえん恨により、第三者から加害を受け事故が発生した場合

ク 次に掲げる場合において事故が天災地変により発生した場合

(ア) 天災地変による事故発生の危険性が著しく高い職務に従事していた場合

(イ) り災地域外からり災地域内に出張中の場合

(ウ) 勤務場所またはその附属建物の設備の防護作業に従事していた場合

(エ) 勤務場所またはその附属建物において、重要物品の搬出作業または災害を受けた職員の救護作業に従事していた場合

(2) 疾ぺいの場合

次に掲げる場合の疾ぺいは公務上のものとする。

ア 別表に掲げる職業病については、特に反証のない場合の疾ぺい

イ 公務上の負傷による疾ぺいについては、次の各号のいずれかに該当する場合の疾ぺい

(ア) 負傷した当時、全く健康であってなんら疾ぺいの素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合

(イ) 負傷した当時、疾ぺいの素因はあったが発病する程度でなかったものが、その負傷によりその素因が刺激されて発病した場合

- (ウ) 負傷した当時、疾ぺいの素因があり、しかも早晩発病する程度であったものが、その負傷により発病の時期を著しく促進した場合
- (I) 負傷した当時、既に発病していたものが、その負傷によりその疾ぺいを著しく増悪した場合
- ウ その他公務に起因することが明らかに認められる場合の疾ぺい
なお、次に掲げる疾ぺいは本号によって取り扱うこととする。
 - (ア) 所属部局の式典（創立記念日等）において提供された場合または勤務の特殊性により給食が通例となっている場合の当該飲食物による食中毒
 - (イ) 伝染病にり患のおそれのある地域に出張旅行することによりり患した場合の当該疾ぺい
 - (ウ) 予防注射またはツベルクリン皮内反応検査等衛生管理上命ぜられた処置により発生した場合の当該疾ぺい

資料 2

公務災害の認定に関し基金本部の協議を必要とする場合および添付を要する資料

- (1) 各地方公共団体またはこれにかわるものと認められるものの主催するレクリエーション実施中に発生した災害

○添付資料

- ア 年間レクリエーション行事計画
- イ 当該レクリエーション計画の実施責任者、実施の日時、内容、災害発生の状況
- ウ 部課別総職員数および当該レクリエーション参加職員数（応援者を含む。）
- エ 勤務時間中の催しである場合には、参加職員の勤務上の取扱い
- オ 対抗試合としての形をとっている場合には、選手である職員の選出法、開催責任者への選手名の通告の有無等

- (2) 職員の通勤途上で発生した災害のうち、通常の通勤形態とは著しく異なった状況下における出勤または退勤（たとえば、特に命ぜられて通常の出勤時間より 1 時間以上早く出勤したり、時間外勤務を命ぜられて午後 10 時以降に退勤したような場合をいう。）の途上で発生した災害

○添付資料

- ア 被災職員の通勤経路に関する資料（通勤届の写し等）
- イ 特に勤務を命じたことおよびその内容に関する証明資料
- ウ 災害発生の日時、場所および状況に関する資料

- (3) 公務傷病が治癒した際、身体障害を残し、その障害が地方公務員災害補償法別表に掲げる第 1 級から第 7 級までに該当して障害補償年金を支給すべき場合における当該障害等級の決定

○添付資料

当該障害等級を決定しようとする際に必要とされる業務規程第 13 条第 3 項に定める書類その他の資料

- (4) 職員が公務傷病により死亡し、遺族補償年金の受給権者である遺族がある場合における当該受給権者である遺族および受給資格者である遺族の決定（遺族補償年金の支給の開始された後における転給等、従来受給資格者が受給権者となる場合を含む。）

○添付資料

当該受給権者および受給資格者を決定しようとする場合に必要とされる業務規程第 15 条第 3 項に定める書類その他の資料

- (5) その他、その取扱いが困難であると支部長の認めた公務災害の認定、障害等級の決定等

資料3

療養の範囲

(1) 診察の範囲

- ア 医師および歯科医師の診察（往診を含む。）
- イ 診断上必要なあらゆる化学的定性検査、顕微鏡検査、レントゲン検査およびその他の検査
- ウ 診断書、処方せんその他意見書等の文書

(2) 薬剤または治療材料の支給の範囲

- ア 内用薬および外用薬の支給またはガーゼ、ほうたい、油紙、容器、コルセット、固定装置、副木等の治療材料
- イ 便器、氷のう、水まくら、ゴム布等で医師が必要と認めたもの。
- ウ 自ら売薬を求めた場合の費用で医師が必要と認めたもの。

(3) 処置、手術その他の治療の範囲

- ア 処置、ほうたいの巻替え、薬の塗布、患部の洗じょう、あん法、点眼、注射、輸血、酸素吸入等
- イ 手術、患部の切開、縫合等
- ウ その他の治療
 - (ア) 熱気療法、温浴療法、紫外線療法、レントゲン療法、日光療法、機械運動療法、高原療法等
 - (イ) 温泉療法、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復等については、医師が必要と認めたもの。
 - (ウ) 公務上の災害であるかどうかを認定する場合の死体解剖、死後の診断または医師の行った死体の手術面の仮縫合、内臓露出物の還納等の措置

(4) 病院または診療所への収容の範囲

- ア 入院料
- イ 入院料に食事が含まれていない場合は、現実に要した食事の費用。ただし、その費用は1日につき600円以内とする。
- ウ 特殊の負傷または疾ぺい（たとえば食道の障害）のため流動物のような特殊の食事を医師が必要と認めた場合は、上記イのただし書によらずその現実に要した食事の費用
- エ 入院中死亡した場合の死体安置料

(5) 看護の範囲

- ア 重症のため医師が常に看護婦（看護婦がいなかったためこれにかわって附添婦を附した場合を含む。）の看護を要するものと認めた場合は、入院中であると自宅療養中であるとを問わずその看護料
- イ 入院中の場合、看護婦または附添婦を得られないためにこれにかわって家族が附添った

場合は、その附添いの費用

ウ 上記アの看護料は、当該地方の看護婦（看護婦がいないためにこれにかわって附添婦を附した場合は附添婦）の慣行料金により、上記イの附添いの費用は、当該地方の附添婦の慣行料金による。

エ 上記ウの看護料等に食事が含まれていない場合は、1日につき500円の範囲内で現実に要した食事の費用

(6) 移送の範囲

ア 災害の場所から病院、診療所等まで移送する場合または療養中他の病院、療養所等へ転送を必要とする場合の交通費、人夫賃および宿泊料

イ 病院、診療所等へ受診または通院のための交通費

ウ 独歩できない場合の介護附添いに要する費用

エ 災害の場所、病院または診療所などから自宅までの死体運搬の費用

オ その他必要と認められる移送の費用で現実に要したもの

(7) 療養補償は、上記(1)から(6)までに掲げる療養の範囲内で個々の負傷または疾ぺいについて医学上または社会通念上必要かつ相当と認められるものとする。

資料 4

「通勤による災害」の対象となる通勤の範囲

- (1) 「通勤のため」とは、勤務につくため、又は勤務を終了したことにより行なわれる往復行為をいうものであること。すなわち当該往復行為が、全体としてみて勤務と密接な関連性をもって行なわれるものであること。したがって通常の勤務のための往復行為のほか、公務災害扱いとなるレクリエーションに参加するための往復行為などがこれに該当するが、勤務終了後、当該勤務公署で相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合などは、勤務との直接的関連性が失なわれるので、勤務のためとは認められないものであること。
- (2) 「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいうものであること。
- (3) 「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいうものであること。この場合、通常の勤務公署のほか外勤職員の外勤先などもこれに該当するものであること。
- (4) 「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を往復する場合に、一般に職員が用いると認められる経路及び方法をいうものであること。したがって、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のために迂回する場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当するが、特別の事情がなく著しく遠まわりとなる経路などは、合理的とは認められないものであること。また、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車などの使用、徒歩による場合などは合理的な方法に該当するが、免許証を取得したこともない無資格者の運転する自動車を利用する場合などは、合理的な方法とは認められないものであること。
- (5) 「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行なうことをいうものであること。したがって、通勤の途中で観劇などをする場合は、逸脱又は中断に該当し、当該逸脱又は中断後は勤務のための通勤とはみなされないが、経路上の店で、タバコ、雑誌などを購入する場合や通勤に伴う合理的必要行為は、逸脱又は中断とはしないものであること。
- (6) 「日用品」とは、飲食料品、衣料品、家庭用燃料品など、職員又はその家族が日常生活の用に充てるものであって、日常しばしば購入するものをいうものであること。
- (7) 「その他これに準ずる日常生活上必要な行為」とは、その行為が家庭生活上必要な行為であり、かつ、日常行なわれ、所要時間も短時間であるなど、日用品の購入と同程度に評価できる場合をいうものであること。したがって、独身職員が通勤途中で食事をする場合、理髪店、美容院へ行く場合などがこれに該当するものであること。

通勤の範囲についての事例

事項	通勤災害とする事例	通勤災害としない事例
勤務のため	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤の途中で作業衣、定期券等勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気付き、これをとりに戻る場合 ○ 交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合 ○ レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）に参加する場合 ○ 次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合 ○ 遅刻して出勤し又は早退する場合（短時間の休憩時間や勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合とは認められないので通勤としない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出勤途中で自己都合により引き返す場合 ○ 休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署の間を往復する場合 ○ 親ばく会主催、任意参加の遠足に参加する場合 ○ 勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合
住居	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点 ○ 通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等にそなえて設けた宿泊場所 ○ 交通事情等のために一時宿泊する旅館ホテル等 ○ 家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院 ○ 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 単身赴任者が週末に家族と共に過ごす場合の家族の住居 ○ 地方出身者の一時的帰省先 ○ 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家
勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の勤務提供の場所 ○ レクリエーション（公務災害と認定される場合に限る。）の場所 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場
合理的な経路	<ul style="list-style-type: none"> (1) 経路の合理的解釈によるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期券による経路 ○ 通勤届による経路 ○ 定期券による経路ではないが、通常これに代替することが考えられる経路 (2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経路上の道路工事等当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○ 自動車通勤の者が、その自動車の修理のため最少限度の迂回をする経路 (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> ○ 共稼ぎの職員が子供を託児所に連れていく経路 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路 ○ 鉄道線路、高速道路を歩行する場合の経路
合理的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○ 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）自転車等を使用する場合 ○ 徒歩による場合 ○ 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路 ○ 座席確保や急行列車利用のため、1～2駅戻る経路 ○ 誤って1～2駅乗り越して戻る経路 ○ 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路 ○ 通常の経路を少し離れた場所にある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 免許証を取得したこともない無資格者の運転する自動車を利用する場合 ○ 泥酔運転又はそれを知りながら同乗する場合

	便所に行く経路 ○ 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路	
--	--	--

事項	逸脱又は中断に該当するが、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為に該当し経路に復した後は通勤とする事例	逸脱、中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例
逸脱又は中断	<p>〔日用品の購入に該当するもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パン、米、酒類等の食料品 ○ 家庭用薬品 ○ 下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品 ○ 石油等の家庭用燃料品 ○ 身廻り品 ○ 文房具、書籍等 ○ 電球、風呂敷等 ○ 子供の玩具 <p>(参考)</p> <p>日用品には属さないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 装飾品、宝石等の奢侈品 ・ テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の家具 ・ スキー、ゴルフ等のスポーツ用品 <p>〔日用品の購入に準ずる日常生活上必要な行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独身職員が通勤途中で食事をする場合 ○ クリーニング店に立ち寄る場合 ○ 理髪店、美容院に行く場合 ○ テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ○ 本人又は家族のため病院等に行く場合 ○ 税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○ 市役所等に住民登録、戸籍抄本等をとりに行く場合 ○ 投票に行く場合 <p>次のような事例は、逸脱又は中断とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合 ○ 駅構内でソバ等を立食する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤途中で娯楽等のため麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合 ○ 観劇等のため回り道する場合 ○ 同僚の送別会に行く場合 ○ 冠婚葬祭に行く場合

別 表

番号	疾 べ い	公 務
1	中毒およびその続発症	鉛若しくは鉛を含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
2	中毒およびその続発症	水銀若しくは水銀を含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
3	中毒およびその続発症	マンガン若しくはマンガンを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
4	中毒およびその続発症	ひ素若しくはひ素を含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
5	中毒およびその続発症	りん若しくはりんを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
6	中毒およびその続発症	二硫化炭素を取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
7	中毒およびその続発症	青酸その他シアン化合物を取り扱ひまたは青酸蒸気にさらされる公務
8	中毒およびその続発症	硝気または亜硫酸ガスにさらされる公務
9	中毒およびその続発症	硫化水素にさらされる公務
10	中毒およびその続発症	一酸化炭素にさらされる公務
11	中毒およびその続発症	炭酸ガスにさらされる公務
12	中毒およびその続発症	亜鉛またはその他の金属の蒸気にさらされる公務
13	中毒およびその続発症	ふっ素若しくはふっ素を含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
14	中毒およびその続発症	ベンゼン、ベンゼンの同族体若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
15	中毒およびその続発症	ベンゼンのニトロ誘導体若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
16	中毒およびその続発症	ベンゼンのアミノ誘導体若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
17	中毒およびその続発症	脂肪族炭化水素のハロゲン置換体の溶剤を取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
18	中毒およびその続発症	脂肪族炭化水素のハロゲン置換体の溶剤以外の溶剤を取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
19	皮ふまたは粘膜の疾患	クローム酸、クローム塩または重クローム酸塩若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさら

		される公務
20	皮ふまたは粘膜の疾患	ニッケルの化合物を取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
21	皮ふまたは粘膜の疾患	アルミニウムの化合物、アルミニウムの合金若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
22	皮ふまたは粘膜の疾患	鉍酸その他の酸を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
23	皮ふまたは粘膜の疾患	か性アルカリを取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
24	皮ふまたは粘膜の疾患	ハロゲンを取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務
25	皮ふまたは粘膜の疾患	ばい煙、タール、ピッチ、アスファルト、ウルシ、ワニス若しくは鉍物油、桐油、パラフィン、その他の油類を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
26	皮ふまたは粘膜の疾患	セメントを取り扱ひまたはその粉じんにさらされる公務
27	皮ふまたは粘膜の疾患	クロールナフタリンの取り扱ひまたはその粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
28	皮ふまたは粘膜の疾患	ひ素の化合物を取り扱ひまたはその粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
29	皮ふまたは粘膜の疾患	りん若しくはりんを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
30	皮ふまたは粘膜の疾患	硫黄若しくは硫黄を含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じんにさらされる公務
31	皮ふまたは粘膜の疾患	ベンゼンのニトロ誘導体若しくはベンゼンのアミノ誘導体を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
32	皮ふの疾患	写真の定着または現像を行なう公務
33	皮ふの疾患	まゆを取り扱う公務
34	歯がの疾患	塩酸、硫酸、硝酸、亜硫酸等を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
35	眼の疾患	塩酸、硫酸、ふっ化水素酸、亜硫酸硫化水素酸、青酸等を取り扱ひまたはこれらの蒸気にさらされる公務
36	眼の疾患	か性アルカリを取り扱ひまたはその蒸気にさらされる公務

37	皮膚がん	ばい煙、タール、ピッチ、アスファルト、鉱物油、パラフィン若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
38	ぼうこうがん	ベンゼンのアミノ誘導体若しくはこれを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
39	呼吸器がん	タール高温乾りゅう物、ニッケルカルボニール若しくはこれらを含む物質を取り扱ひまたはこれらの粉じん若しくは蒸気にさらされる公務
40	貧血症、白血球減少症、レントゲン宿酔、白血病、皮膚潰瘍またはがん	ラジウム若しくはその他の放射性物質を取り扱ひまたはエックス線若しくはその他の放射線にさらされる公務
41	紫外線または赤外線による眼の疾患	熔解したガラス若しくは金属の閃光または赤熱した金属の閃光等にさらされる公務
42	珪肺症、じん肺症およびこれらに伴う肺結核	著しく粉じんを発する場所における公務
43	騒音による耳の疾患	著しく騒音を発する場所における公務
44	レイノー現象または神経、骨、関節、筋肉、けんしょう若しくは粘液のうの疾患	さく岩機、びょう打機、チェンソー等の身体に局部的振動を与える機械を使用する公務
45	手指のけいれんおよび書けい	電信、タイプ、せん孔、筆耕等長時間にわたり指先を使用する公務
46	第二度以上の熱傷	高温物体を取り扱う公務
47	日射病、熱けいれん、うつ熱症、熱ひはいまたは心臓肥大	暑熱な場所における公務
48	第二度以上の凍傷	低温物体を取り扱う公務または寒冷な場所における公務
49	関節炎またはじん炎	寒冷な場所における公務
50	潜かん病、潜水病または航空病	異常気圧下における公務
51	眼球しんとう症	坑内その他の暗所における公務
52	内臓脱、シヨベル病またはせき椎変形	重激な公務

53	接触する病源体による伝染病疾患	患者の検診、治療若しくは看護を行なう公務または研究その他の目的で病源体を取り扱う公務
54	丹毒、炭そ、鼻そ、とうそうまたはベスト	動物若しくは動物の死体又は獣皮その他の動物性製品を取り扱う公務
55	ワイル氏病	ワイル氏病に感染のおそれのある場所における公務
56	つつが虫病	つつが虫病に感染のおそれのある場所における公務

様式第 1

本部長	部長	課長 (署長)	次長	課長補佐 (課長)	係長	主任	係
年 月 日 時 分							
発信者				発信取扱者			
受信者				受信取扱者			
公務（通勤）災害発生について（報告）							
1 被災職員 係名 氏名 年 月 日生（ 歳） 階級							
2 災害発生の日時 年 月 日（ 曜日）午 ^前 後 時 分ごろ							
3 災害発生の場所							
4 傷病名および程度							
5 療養を受けようと する指定医療機関		所在地					
		名 称					
6 災害の原因および発生状況							
7 療養別 入院 通院				8 退院年月日 報告 年 月 日 年 月 日			
9 災害発生時の従事職務 捜査 逮捕 護送・連行・同行 保護 職務質問 警ら 災害警備 治安警備 雑踏警備 交通整理取締 交通事故処理・実況見分 人命救助 教育訓練（柔道 剣道 逮捕術 その他） その他							
10 第三者加害の有無 有 無				11 直接原因 交通事故 その他			
12 備考							

注 公務（通勤）のうち不要の文字をまっ消し災害の種別を明らかにすること。

(A 4)

様式第 2

本部長	部長	課長 (署長)	次長	課長補佐 (課長)	係長	主任	係	受付印
<p style="text-align: right;">発第 号 年 月 日</p> <p>三重県警察本部長 殿 (所属長) 公務(通勤)災害認定請求について(報告)</p>								
<p>年 月 日報告した下記職員の災害について、 年 月 日被災職員から公務災害認定請求書(通勤災害認定請求書)が提出されたが、公務上の災害(通勤により生じた災害)であると認められるので資料を添えて報告します。</p>								
<p style="text-align: center;">記</p> <p>被災職員 階級 氏名</p>								

- 注 1 公務(通勤)のうち不要の文字をまっ消し災害の種別を明らかにすること。
 2 公務災害認定請求書(通勤災害認定請求書)、公務上の災害(通勤により生じた災害)については災害の種別によりそれぞれいずれかをまっ消すこと。

(A 4)

様式第 3

所属長	次長	課長補佐 (課長)	係長	主任	係	受付印
収第 号 年 月 日						三重県警察本部長
(所属長) 殿 公務(通勤)災害の認定について(通知)						
下記の災害は、 年 月 日 地方公務員災害補償基金において公務上の災害(通勤により生じた災害)と認定されたので通知する。						
記						
被災職員 階級 氏名 傷病名						
災害発生年月日						

- 注 1 公務(通勤)のうち不要の文字をまっ消し災害の種別を明らかにすること。
 2 公務上の災害(通勤により生じた災害)は災害の種別に応じいずれかをまっ消すること。

(A 4)